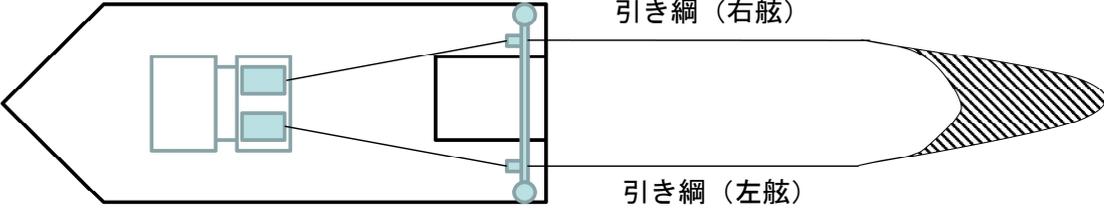


船舶インシデント調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和5年10月26日 13時30分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港北東方沖 鮫角灯台から真方位058°20.1海里付近 (概位 北緯40°43.0′ 東経141°57.0′)
インシデントの概要	漁船第一源榮丸は、揚網作業中、網を推進器に巻き込み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一源榮丸 160トン
船舶番号、船舶所有者等	130733、個人所有、株式会社ヤマツ谷地商店（船舶使用者）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか12人が乗り組み、八戸港を出港し、同港北東方沖において、沖合底びき網漁を行うこととした。</p> <p>本船の操業は、標識（漁具の投入場所の目印となる浮き）を投下した後、四角形を描くように、引き綱（左舷）、網、引き綱（右舷）の順で投入し、最後に標識を回収してえい網する、かけ回し式（漁船から伸ばした引き綱に連結した袋状の漁網をえい航する方法）で行われていた。</p> <p>本船は、8回目の投網作業の後、船首を南方に向け、揚網作業中、引き綱（右舷）が根掛かり（海底の岩などに漁具が引っ掛かること）したので、反対の引き綱（左舷）から巻き揚げていたところ、網が推進器に絡んで航行できなくなった。</p> <p>（図1 操業概略図 参照）</p>
	
<p>図1 操業概略図</p>	

	<p>船長は、本インシデントの発生を船舶使用者に連絡し、本船は、同使用者からの通報を受けて来援した海上保安庁の巡視船によってえい航された。</p> <p>船長は、令和5年10月初旬にも本船での揚網作業中に根掛かりしており、根掛かりが立て続いて発生したことで焦りが生じて、巻き揚げた引き網の長さを示す目印の確認を十分に行わず、網が推進器至近となったことに気付かなかった。</p>
分析	<p>本船は、底びき網漁の揚網作業中、船長が、巻き揚げた引き網の長さを示す目印の確認を行わなかったことから、網が推進器至近となったことに気付かず、網が推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、揚網作業中の根掛かりが立て続いて発生したことで焦りが生じていたことから、網と推進器との位置関係の確認に対する注意力が低下していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が揚網作業中、船長が、巻き揚げた引き網の長さを示す目印の確認を行わなかったため、網が推進器至近となったことに気付かず、網が推進器に絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の船長は、揚網作業中、網と推進器との位置関係に十分な注意を払うこと。また、必要に応じて他の乗組員に網や引き網の状況を適宜確認させること。